

# 東洋史研究

第七十八卷 第一號 令和元年六月發行

## 楊炎の「量出以制入」と兩税法の成立再考

吳 明 浩

はじめに

第一章 楊炎の財政改革計劃と「量出以制入」

第一節 新財政收入體系の構想

第二節 「量出以制入」の眞實

第三節 財政思想としての「量出爲入」

第二章 楊炎の意圖と兩税法成立の過程

第一節 兩税法成立過程中的變化

第二節 大曆十四年州府造籍の失敗

第三節 雜徭と兩税法の成立

おわりに

## はじめに

周知のとおり、兩税法の成立による人頭的課税から資産的課税への轉換は、唐代ひいては中國前近代財政史上の分水嶺である。兩税法の内容や變遷についての研究には膨大な蓄積があるが、本稿では「量出制入」に關する議論から検討したい。

從來の研究では、唐前期の租調制が『禮記』王制篇の「量入以爲出」という古典的財政思想に基づき賦税制度であり、當時の國家財政の原理も「量入爲出」である、という認識で一致している。その一方で、唐後期において實施され、租調制と根本的に異なる新稅制である兩税法の成立によつて國家財政の原理にいかなる變化が起きたのかという問題に關して、楊炎の「凡そ百役之費、一錢之斂は先に其の數を度りて人に賦し、出を量りて以て入を制す」という言葉がよく取り上げられる。この「量出以制入」は「量入以爲出」の反義語として、兩税法下における財政上の一原則と見なされてきた。そして、「量出制入」原則は兩税法の課税原理なのかあるいは國家財政全般の運營原理なのか、兩税法の實施において實際に遵守されたかどうかが議論されてきた。以下、研究史の代表的な見方を簡單にまとめてみよう。

初めて「量出以制入」を兩税法下における原則の一つとしたのは日野開三郎氏である。一九六〇年代初、氏は兩税法の「六原則」<sup>③</sup>をまとめ、「量出制入」原則を兩税法の課税原理であつて實際に運用されていたものとした。この見解はその後通説となつたが、一九八〇年代になると陳明光氏をはじめとする批判が出てきた。陳氏は「量出制入」原則は楊炎の提案に見られるだけで、兩税法の實施段階では採用されず、「量出制入」が國家財政原理であつたとしても實行されなかつたと主張して、「量出制入」と實施された兩税法との關係を徹底的に否定した。<sup>④</sup> 九〇年代以降、陳氏説を支持する研究者は少なくない。例えば、宮澤知之氏は「量出制入」にせよ、「量入爲出」にせよ、課税原理でなく國家財政の原理として考へるべきであり、唐の國家財政原理は租調制下から兩税法下まで一貫して「量入爲出」であると指摘した。<sup>⑤</sup>

鄭學稼氏も「量出制入」は楊炎の上奏文に見えるのみで、建中元年の兩税法實施時の課税原理ではないと主張した。<sup>7)</sup> 鄭氏はこれが國家財政原理かどうかを明言してはいないが、「量出制入」とは徵稅總額を支出總額とすることによって、兩税の徵收すべき總額を決めることであるとして、「量出制入」は實質的に「量入爲出」と同じであり、ただ表現が違っているだけであると指摘した。また、ごく近年では、渡邊信一郎・島居一康兩氏の研究が挙げられる。渡邊氏は鄭氏の見解に近く、「量出制入」と「量入爲出」とは唐宋において概念上互用されることがあり、互換の可能性をもっていたので、兩者には何らかの共通基盤が存在するはずであるという考えから、唐後半期の收入・支出兩面の定額制の成立と實態、定額制と財務運営との關係などを検討し、「量出制入」は收入・支出ともに定額制を基盤とする財務運営であり、收入が定額であることを強調する時には「量入爲出」とも稱し得る、という結論を導き出した。また、島居氏は日野氏の兩税法「六原則」を全面的に批判して、「六原則」のすべてに根據がないことを論じ、「量出制入」が日野氏のような課税原理ではなく、財政原理であるとした。<sup>9)</sup>

このように、陳氏の所論以來、「量出制入」が課税原理ではなく、また實際には採用されなかったという見方が基本的に認められてきた一方で、「量出制入」は楊炎が新たな國家財政原理として構想したものだともされている。

では、この原理はなぜ兩税法の實施に生かされなかったのか。その回答の代表例が、陳氏と李志賢氏の解釋である。彼らは、楊炎自身は財政經費によって收入を定めようとしたものの、當時全國の財政狀況が極度の混亂に陥っていたため、中央政府が往年の國家收支總額を統計できなかつたこと、つまり財政支出の豫算を作つたうえで收入を決められなかつたとした。<sup>10)</sup>

しかし、この解釋には不合理なところがある。兩税法の提案者であり且つ老練な政治家であつた楊炎が、兩氏の言う「實用性がない」財政運営原則を設けるとは考えにくい。加えて、後述するように、そもそも楊炎の提案には、事前に支出の豫算を組む意圖はまったく見られない。そのため、「量出以制入」自體の解釋を改めて検討する必要がある。

なお、收支が共に定額制の場合、「量出制入」は伝統的な「量入爲出」と本質上共通性がある、とする鄭氏と渡邊氏の見方は、「量出以制入」という言葉の解釋を變えないまま、従來楊炎の兩税法提案に存在すると考えられてきた收入定額制と、一般的に支出を以て收入を定めるものと解釋される「量出制入」との間の矛盾を調和しようとする試みである。しかし、そもそも楊炎の計劃の段階では兩稅收入定額制はまだ存在しない。そうであれば、楊炎の「量出以制入」を財政思想の一つである「量出爲入」の概念と同一視することには問題がある。

「量出以制入」は楊炎の兩税法を中心とする財政改革計劃の中でも重要な位置を占めている。本稿は基本史料の再分析に基づき、「量出以制入」の再考を通じて楊炎の財政改革の背後にあつて従來看過されてきた點を明らかにする。これにより、兩税法を唐代財政史の中に位置づけ直し、ひいては唐宋變革期の研究に新たな視點を提供しようとするものである。

## 第一章 楊炎の財政改革計劃と「量出以制入」

### 第一節 新財政收入體系の構想

徳宗皇帝の即位直後の大曆十四年（七七九）八月七日、楊炎は一聯の財政改革計劃を上奏した。その内容は以下の通りである。

#### 【史料一】

（楊）炎遂に兩税法を作りて以てその名を一にせんことを請いて曰く、「①凡そ百役の費、一錢の斂は、先に其の數を度りて人に賦し、出を量りて以て入を制す。②戸に土客無く、見居を以て簿を爲る。人に丁中無く、貧富を以て差と爲す。③居處せずして行商する者、在る所の州縣三十の一を稅し、取る所を度りて居る者と均しくして僥倖無からしむ。居人の稅、秋夏兩たび之を徵し、俗に不便有る者之を止す（これを三にす）<sup>①</sup>。④其の租庸雜徭悉く省きて、

丁額廢せず、出入を申報すること舊式の如し。⑤其の田畝の税、率ね大曆十四年墾田の數を以つて準と爲して之を均しく徴す。夏税六月を過ぐる事無く、秋税十一月を過ぐる事無し。⑥歳を逾ゆるの後、戸増して税の減輕する及び人散じて均を失う者有らば、長吏を進退して、度支を以て總統せしむ」と。徳宗之を善しとして行う。〔唐會

要〕卷八三 租稅上 番號は筆者が附した<sup>12)</sup>

本稿では、これを楊炎の財政改革計劃の全體を述べたものと理解する。「曰く」以降の部分が楊炎による兩稅法の具體的内容であるとよく言われるが、兩稅法自體の稅則規定は③・④・⑤の三つだけであり、ほかの部分はそれぞれ違う財政上の問題を扱っている。<sup>13)</sup>このうち「量出制入」の出典である①こそが、本論の着眼點である。前述したように、「量出制入」を兩稅法の課稅原理とする日野説に對し、近年ではこれを當時の國家財政原理とする説が有力になっているが、いずれにおいても①が兩稅法運營の基本原則であることは自明視されている。しかし、筆者はこのような理解に對して疑問を抱いており、楊炎の言う「量出以制入」の眞實を説明しようとするれば、この文章が彼の財政改革策においてどのような位置を占めるのかという問いにまず答える必要があると考えている。

史料一のうち、③・⑥はそれぞれ資産稅（「兩稅錢」）の徴收・賦役の合併・田畝稅（「兩稅斛斗」）の徴收・財政面における度支の權力強化という四方面から新稅制の設定を明示している。<sup>14)</sup>また、②を資産稅・田畝稅の雙方に適用できる兩稅法原則の一つとするのが一般的な認識であるが、この部分の解釋にはしばしば概念上の混亂が生じている。

たとえば、陳明光氏は②が兩稅法の「制稅原理」であると<sup>15)</sup>する。前述のように、陳氏は楊炎の「量出以制入」は實施されなかったとするが、「量出以制入」を計劃中の課稅原理であるとするのは他の論者と變わらない。②は土・客戶を問わない現住地による戸籍の再編および課稅基準の年齢から資産への變更という二つの要點を含んでおり、資産稅と田畝稅を徴收する際の根據となるものである。戸籍を再編しなければ民戸の財産を正確に算定できないので、財産によつて戸等を定めることもできず、兩稅錢や兩稅斛斗を徴收する基準もない。したがって、②は日野氏の「見居原則」「戸産對應原則」

や陳氏の「制税原理」ではなく、新税制實施のための制度上の保障である。

このような理解に立てば、②は新税制による課税の前の基礎作業であり、この上に立って資産税・田畝税の徴收および舊來の賦役の處置法を提案し(③)⑤、最後に稅收方面で責任をとる地方長官の昇進や左遷の處置は度支に任せること  
を強調した(⑥)という形になる。つまり、楊炎は兩稅法計劃の實施を通じて財政全般の改革を目指していたのである。  
ただし、ここで注意すべきは、この財政改革は賦税の收取方法の變更を中心に展開するものであり、度支の財政上の指揮  
權強化も財政收入に影響しうる問題への對應措置であつて、經費のあり方などの財政支出面にまつたく觸れていないこと  
である。以上からすれば、①は新たな財政收入體系構想の出發點であり、やはり支出面とは關係がないとみることができ  
るだろう。

## 第二節 「量出以制入」の眞實

さて、以上の分析を踏まえて①の位置づけに戻ろう。一見すると、最初に必要經費の總額を計算した上でその總額に  
よつて賦税を徴收するかのごとくである。しかし、こうした理解は、文脈を踏まえない誤讀である。そこで次に①の分析  
から始めよう。

まず、「一錢之斂」が賦税を收めることを指すのは明らかであるが、ここで注意したいのは「百役之費」である。文末  
に「量出以制入」とあることから、從來は支出を意味するとされてきた<sup>(16)</sup>。しかし、筆者はこうした從來の解釋に異議を唱  
える。楊炎の上奏文の前段を見直してみよう。

### 【史料二】

其の年八月、宰相楊炎上疏して奏して曰く、「(中略)至徳の後に迫びて、天下兵起り、始むるに兵役を以てし、之に  
因りて飢癘たり。徵求運輸、百役並びに作り、人戸凋耗し、版圖空虛たり。軍國の用は、度支・轉運二使に仰給す。

四方の大鎮、又た自ら節度、團練使に給す。賦斂の司數を増して相い統攝すること莫し。是に於いて綱目大きく壞れ、朝廷能く諸使を覆せず、諸使能く諸州を覆せず。四方の貢獻、悉く内庫に入る。權臣猾吏、緣りて以て奸を爲し、或いは公に獻を進むるに託し、私に贓盜を爲す者、動もすれば萬を以て計う。重兵有る處、皆厚く自ら奉養し、正賦入る所幾ばくも無し。吏の職名、人に隨いて署置し、俸給の厚薄、其の増損に由る。故に科斂の名凡そ數百、廢する者削らず、重なる者去らず、新舊仍りて積み、其の涯を知らず。百姓命を受けて之を供し、旬に輸り月に送り、休息有ること無し。吏は其の苛に因り、人に蠶食す。凡そ富人丁多く、率ね官と爲り僧と爲り、色役を以て免れ、貧人入る所無きに則ち丁は存す。故に課上に免ぜられて賦下に増え、是を以て天下殘瘁し、蕩きて浮人と爲り、郷居して地に著する者百に四五あらず。是の如き者三十年に迫ぶ」と。炎遂に兩税法を作らんことを請う。(『唐會要』卷八三 租稅上)

上奏は二つの部分から成る。ここでは省略した前半では玄宗年間に生じた租調制の問題點とその衰退の原因、後半では安史の亂以來の賦稅徵收の混亂と百姓の過重負擔の現狀を指摘している。楊炎の計劃はこれらの問題を解決しようとするものである。このうち、傍線部が「百役之費」の理解の手掛かりとなる。ここでいう「百役」は軍役以外の食糧輸送の勞役などの雜徭を指す。<sup>18</sup>従來は「百役之費」の「費」を支出の意に解釋してきた。しかし、「費」は「一錢之斂」が民から錢を取り立てると同じく民力を「費やす」という意味だと考えられる。<sup>19</sup>つまり、「百役之費」は財政上の經費でなく、民に服役させて人力を消耗することである。

このように、「百役之費」「一錢之斂」はともに財政収入面の構成要素を意味する。故に、次の「先度其數而賦於人」の「其數」は民の人力・財力の量を指し、「度其數」とは民の擔稅力を把握することを意味する。つまり、「凡百役之費、一錢之斂、先度其數而賦於人」は國家財政収入の徵收方法を示しており、民がどの程度の財力・人力の收取に耐えられるかを十分に考慮した上で、一定程度の稅役負擔をかけることである。そうであれば、最後の「量出以制入」は、民の勞力と

財を出す能力によって財政収入を確定することを示しているということになる。

本稿では「入」を従来の研究と同じく財政収入とみるが、「出」の解釋については財政支出とする通説と異なり、これを民が國家に人力・財力を提供すること、即ち民の擔稅力とみる。どちらの理解が正しいかを検討するため、次の史料をみたい。

### 【史料三】

國家兩稅を置きて自り已來、天下の財、限りて三品と爲し、一は上供と曰い、二は留使と曰い、三は留州と曰い、皆な出を量りて以て入と爲し、額を定めて以て資を給す。(三元積集 卷三四・錢貨議狀)

この史料は兩稅收入の分配方法、即ち留州・留使・上供という「兩稅三分制」を述べており、そこからすれば、「量出以爲入」もまた、課稅原理でも國家財政原理でもないということになる。この點は陳明光氏も指摘しているが、陳氏は元積の「量出以爲入」が楊炎の「量出以制入」とは違う意味を持ち、「定額以給資」と同じことであり、兩句によって兩稅收入が中央・藩鎮・州の財政支出に必要な固定經費によって定額分配されることを強調しているのだとする、このよう<sup>20</sup>な理解は、「量出以制入」を課稅原理や國家財政原理の方向で理解することを前提として成立したものである。しかし、楊炎の「量出以制入」に對する陳氏の理解自體が誤りだとすれば、當然元積の「量出以爲入」の意味も再吟味する必要がある。

「皆量出以爲入、定額以給資」の敘述對象は三分法のみならず、その前段をも含むと考えるべきである。「量出以爲入」と「定額以給資」とは同意の句を繰り返したのではなく、それぞれ「天下之財」「限爲三品」と呼應している。そのうち、「量出以爲入」はいかに「天下之財」を得るかを解説しており、一方、「定額以給資」はいかに「限爲三品」を達成するかを説明している。つまり、これは元積が兩稅の收取・分配方法を述べたものであり、天下の提供する財力をはかつて國家の兩稅收入を決めた上で、中央・藩鎮・州へのそれぞれの分配額を定めて經費を給することを意味する。

もちろん、元積が言うのは兩税法實施後の狀況である。兩税法が實施されると、各州の稅收定額制に基づき、各戸の人丁・財産によつて等級を分けて民衆の稅額を確定した。この方法と楊炎の計劃段階における定稅方法とは定額制の有無という點で異なつてゐる。元積の「量出以爲入」と楊炎の「量出以制入」には定額制の導入の前後という狀況の違いがあり、元積の「皆」は「定額以給資」にまでかかり、三分法のことを含むようにみえるが、楊炎の言と元積の言は兩税法に定額制を導入するか否かの點で異なるものの、徵收の基準が財産の等級にある點では同じである。元積の文中の「皆」字が指すのは、こうした具體的な徵稅法を指しているのであつて、彼の言う「量出以爲入」は楊炎のいう「量出以制入」と意味が同じなのである。元積はまず兩稅の基本的な收取方法を指摘し、しかるのちに三分制下の「定額以給資」を強調しているのである。要するに、「量出以爲入」にせよ、「量出以制入」にせよ、「入」は國家の兩稅所得であり、「出」は民衆の擔稅力を指している。同じく兩稅の收取方法についての表現であり、しかも元積は財政についての上奏文が多く、同州刺史として兩稅徵收の改革を行ったこともあり、彼の言葉の意味が楊炎のそれと違ふというのには無理がある。楊炎の「量出以制入」は元積の「量出以爲入」と同一視してよい。

財政用語としての「出」については、「量入爲出」が租調制下の國家財政原理であつた唐前期においても、國家財政運営の中心である戸部度支司の職掌の記述に類似の用法がみられる。

#### 【史料四】

度支郎中・員外郎は支度國用・租賦少多の數・物產豐約の宜・水陸道路の利を掌り、每歲其の出だす所を計りて其の用いる所を支す。凡そ物の精なる者と地の近き者を以て御に供し、物の固なる者と地の遠き者を以て軍に供し、皆其の遠近・時月・衆寡・好惡を料りて其の務めを統ぶ。（『唐六典』卷三 尚書戸部・度支郎中）

戸部度支司の職掌は毎年天下の出す租庸調を計算し、各地域の經濟と交通の狀況に應じて使用すべきところに支給することである。傍線部の中の「出」は天下の課丁が供出するものを指している。ただし、「量出以制（爲）入」の「出」は

民が實際に納める賦税でなく、定税の基準になる擔稅力であるため、國家の兩税の「入」と等量ではない。これに對して、そもそも租調制下の課丁の負擔はすでに律令に規定されているので、國家は毎回擔稅力をはかる必要がない。故に、律令制時代の度支司にとっては、課丁全體の「出」は國家の租庸調收入としての「入」に等しい。つまり、度支司の主な職務は固定稅額をいかに使うかを決めることであり、唐前期の國家財政運營の重點は收入でなく、支出にある。これは財政改革に際して收入に重きを置く楊炎の提案の關心と正反對であった、という點は注意すべきであろう。

要するに、唐代財政關係の用語としての「出」の意味は、財政支出という意味だけでなく、納稅者が規定の稅額や自分の賦税・勞役を負擔できる能力によって一定程度の財と人力を國家に提供することをも指す。兩稅法の成立は人頭的課税から資產的課税への轉換を示すとされるが、唐の前期と後期における「出」の意味合いの相違はまさにこの變化に對應している。租調制下の「出」は固定的人頭税の性格をもち、楊炎の提案における「出」は財產額によって變動する稅負擔の性格をもつのである。

以上により、史料一の①は新稅制下の定稅方法の方向を體現しているものと考えられよう。そして、民の擔稅力に應じて財政收取を決めるという構想の實現方法が②に示されている。「以見居爲簿」により徵稅の對象を確定し、その上で「以貧富爲差」という形で稅を定める。①と②はつながっていると見なすべきであり、いずれも定稅方法の指導原則を強調している。①と②をあえて「某某原則」で定義しようとするれば、日野氏の六原則の第二「戶產對應原則」をともに構成するものといえよう。<sup>(21)</sup>

### 第三節 財政思想としての「量出爲入」

前節の検討を通じて、「量出以制入」を「國家は經費を量って稅收を制御する」とみる從來の解釋は楊炎の本意とずれていることを明らかにした。では、なぜ今までこうした誤解が續いてきたのか。實は、誤解は史料上にもよくみられるの<sup>(22)</sup>

である。管見のかぎり、こうした誤解の初見は『資治通鑑』である。

### 【史料五】

是に至りて、災建議して兩税法を作りて、先に州縣歲毎の應に費用すべき所及び上供の數を計りて人に賦し、出を量りて以て入と爲す。(『資治通鑑』卷二三 建中元年春正月條)

史料一の①に對する司馬光の認識は、現代の研究の「支出を以て收入を定める」という理解と同じである。從來の兩税法成立史の研究はこうした見方に強く影響されたのだろう。こうした誤解が生じた原因を理解する鍵として、楊炎と元稹の間の時期に活躍した陸贄も「量出制入」と似た表現を使ったことに注目する。

### 【史料六】

今既に極甚の數を總收し、定めて兩税と爲す。定める所の別獻の類、復た數の外に在り。間ま軍用給らざるに緣り、已に嘗て徵を加う。近屬價錢を折納して、則ちまた多く獲。大曆極甚の數に比れば、殆ど將に再び其の倍を益さんとす。復た幸いに年穀屢豊かにして、兵車少しく息む。而れども用は常に足らず。其の故は何ぞや。蓋し事は情を逐いて生じ、費は事に從いて廣まり、物は劑有るも用は節無し。夫れ安くんぞ乏しからざるを得んや。苟し能く其の情を黜け、其の用を約せば、但に布帛を以つて税と爲すべきのみならず、更にその税を減ずと雖も亦た可なり。苟し務めて其の情を遅くせしめ、其の用を侈いにすれば、但に今の重税を行いて足らざるのみならず、更に其の税を加うると雖も亦た足らざるなり。夫れ地力の物を生ずるは大數有り、人力の物を成すは大限有り。之を取るに度有りて、之を用いるに節有らば、則ち常に足り、之を取るに度無く、之を用いるに節無ければ、則ち常に足らず。物を生ずるの豊敗は天に由り、物を用いるの多少は人に由る。是を以て聖王程を立て、入を量りて出と爲し、災難に遇うと雖も、下は困窮無し。理化既に衰え、則ち是に反して、出を量りて入と爲し、無き所を恤れず。(『陸宣公翰苑集』卷二二)

均節賦税恤百姓第二條 請兩税以布帛爲額不計錢數

傍線部の「量入爲出」と「量出爲入」の「出」と「入」が支出と収入を指していることは明らかであり、両者が相關的に變動することを表している。そのうち、「量出爲入」の意味は司馬光以來の理解に一致し、しかも兩稅法の弊害に關する上奏文で使われているので、従来の研究では楊炎の兩稅法の解釋に援用されることが多い。<sup>(23)</sup>しかしながら、陸贄の「量出爲入」はそもそも兩稅法とは何の關係もない。

陸贄の上奏文は長文なので、ここに全文は紹介しないが、全體としては錢で稅額を計算する徵稅方法が民に大きな經濟的損失をもたらしていることを議論したものである。この問題を解決するため、彼は布帛を徵收する改革計劃を提出し、さらに兩稅錢の徵收を錢の代わりに布帛にすれば財政收入が減ってしまうのではないかという問いを設定し、これに答えている。史料六はこの自問自答の一部分であるが、この點がこれまで研究者に注意されてこなかった。

引用冒頭の部分に述べられているのは、「今」即ち德宗の貞元年間において、兩稅定額に加えて規定外の進獻・附加稅と折納による徵收過多がありながら、中央の財政運營が赤字になってしまっていることである。陸贄はその原因を財政收支上に全く制限がないことに歸し、財政運營における「節」「約」の重要性を繰り返し強調した（波線部）。

陸贄は財政運營を規定範囲内で行うべきだと主張する文脈の中で、「量入爲出」と「量出爲入」を使っている。財政を「常足」させようとすれば、收入に應じて支出を制限すべきであり、逆に無制限の支出が財政を「常不足」の苦境に陥らせるといふ。陸贄の「量出爲入」は當時の財政上の過度な消費・搾取を表すものであり、兩稅法自體には關係なく、かかる放漫財政を批判するものである。したがって、楊炎の「量出以制入」や元稹の「量出以爲入」とは全く意味が違う。「量出爲入」は楊炎の「量出以制入」に由来するとされ、中國財政思想史上で『禮記』の「量入以爲出」の反義をはじめて概念化したものと評價されている。しかし、これは誤解であって、現存の史料中で、支出を以て収入を定めるといふ意味での「量出爲入」の初出は、陸贄のこの言である。

楊炎と元稹が、「量入以爲出」の反對語に見まがう表現を使ったのは、おそらく『禮記』王制篇に影響されたからであ

ろう。彼らは文學の才華で知られる士人であり、當然『禮記』をよく知っていた。特に王制篇中の「量入以爲出」は、財政運営に關わった二人の念頭にあっただろう。彼らが財政關係の文章で類似の表現を使つても不思議ではない。

「量出爲入」の初出は陸贄の上奏文であるが、同様の財政思想と財政行爲は遅くとも前漢初期には見られる。

### 【史料七】

孝惠・高后の時、天下初めて定まるが爲に、復た商賈の律を弛む。然れども市井の子孫も亦た仕宦して吏と爲るを得ず。吏の祿を量り、官の用を度りて、以て民に賦す。(『史記』卷三〇 平準書第八)

この史料を擧げて「量出爲入」の思想を體現する財政行爲は昔からあつたとする研究者もいる。<sup>(25)</sup> こうした財政行爲が前漢初期に存在するのに、およそ千年後の楊炎によつてはじめて概念化されたとするには無理がある。『禮記』王制篇は漢文帝期の作品であり、漢初の「量吏祿、度官用、以賦於民」の背後には、このような「量出爲入」の行爲に對應する財政意識もあつたはずである。つまり、唐後期以前に用語がないからといって、「量出爲入」という財政思想が存在しなかつたとは考えられない。そうであれば、「量出爲入」という言葉が唐後期の陸贄の文章に出てくるのも當然であり、また、前述したようにこれは兩稅法とは關係ない。司馬光が楊炎の言葉の意味を誤解したのは、もともと存在する「量出爲入」の思想に影響されたためであろう。

最後に、本章の結論をまとめる。楊炎の財政改革計劃にいう「量出以制入」は「量入爲出」の反義語とは認められない。民の擔稅力に應じて財政収入を決めるものであり、これこそが新しい財政收入體系構想の基礎となるものだった。「量出以制入」を兩稅法計劃中の基本原則であるとして、それが實行されていたか否かを論じるのは、前提がすでに誤つていないと言わざるを得ない。

本章の検討に基づいてさらに考えるべきは、楊炎がこの新しい財政收入體系を構築しようとした意圖と、<sup>(27)</sup> 兩稅法が實施段階で收入定額制となつた理由である。楊炎の財政改革計劃と兩稅法の内容の相異には從來見逃されてきた問題がある。

これについては章を改めて検討する。

## 第二章 楊炎の意圖と兩税法成立の過程

### 第一節 兩税法成立過程中的變化

兩税法は大曆十四年（七七九）八月七日に楊炎により提出されたが、實施されたのは翌建中元年二月一日とされている。<sup>(28)</sup>この間、兩税法の規定に關して、前後三つの詔敕がそれぞれ大曆十四年八月七日・建中元年正月五日・建中元年二月一日に下された。そのうち、八月七日の敕は残っていないために具體的な内容が分からず、正月五日の敕文中にわずかに言及されている。正月五日敕文も不完全にしか残っていないが、『唐會要』卷八三租稅上と『冊府元龜』卷四八八邦計部・賦稅第二にそれぞれ部分的に記されており、ある程度復元可能である。二月一日の詔の記載には省略があるようだが、この詔は當日の起請條の内容を認めたものであるため、最終的な兩税法實施の際の規定については、二月一日の起請條と詔敕の内容を併せて参考にすべきである。<sup>(29)</sup>

兩税法成立の過程は、①計劃段階・②豫備段階・③實施段階という三段階に分けることができる。それぞれは ①前章の史料一と正月五日敕文に言及される八月七日敕、②正月五日敕文、③二月一日の起請條と詔敕に記される。兩税法の内容によって項目を分けた上で、各段階に見られる記事を整理すると、次の表のようになる。

最初の計劃段階から最後の實施段階にかけて、内容の主な變化は二箇所ある。一つは租庸調以外の賦役等の處置であり、もう一つは兩稅額の確定方法である。この二點について、楊炎の提議には雜徭の廢止を含むものの、定稅法に關する記述は見られない。その一方で、兩稅法の本格的な實施段階では、雜徭は兩稅に合併される賦役から外れるとともに、定稅法に關して従來の徵稅數を定額の標準とする規定が出てくる。つまり、雜徭が兩稅に合併されなかったことと、定額制に

表 1

段階別	兩稅錢	兩稅斛斗	他の税目	丁額の把握	定税方法	兩税分配
計劃段階	不居處而行商者、在所州縣稅三十一、度所與居者均、使無僥倖。居人之稅、徵之、俗有不便者、正之。	其田畝之稅、率以大曆十四年墾田之數爲準而均徵之、夏稅無過六月、秋稅無過十一月。	其租庸雜徭悉省。	丁額不廢、申報出入如舊式。	見えない	注：正月五日敕文により、八月七日敕に軍府（藩鎮）の經費に關する規定があることがわかるため、同日の楊炎の提議にも軍府の經費規定があったと考えられる。
豫備段階	如當處土風不便、更立一限。	見えない	比來新舊徵科色目一切停罷、兩稅外輒別率一錢、四等官准擅興賦以枉法論。	見えない	宜委黜陟使與觀察使及刺史轉運所由、計百姓及客戶、約丁產、定等第、均率作年支兩稅。	其軍府支計等數、准大曆十四年八月七日敕處分。
實施段階	行商者、在郡縣稅三十一。居人之稅、秋夏兩徵之、各有不便者、三之。	其應科斛斗、請據大曆十四年見佃青苗地額均稅、夏稅六月內納畢、秋稅十一月內納畢。	其丁租庸調、並入兩稅。…此外斂者、以枉法論。	州縣常存丁額、准式申報。	令黜陟觀察使及州縣長官、據舊徵稅數及人戶土客定等第錢數多少、爲夏秋兩稅。其鰥寡惻獨不支濟者、准制放免。	其黜陟使每道定稅訖、具當州府應稅都數及徵納期限、并支留合送等錢物斛斗、分析聞奏、并報度支、金部、倉部、比部。

なつたことが、計劃から實施までの過程で起きた變化である。なぜこうした變化が起きたのだろうか。

從來の研究でも、この二點の變化は注目されてはいた。「はじめに」で言及した陳明光氏と李志賢氏は「量出以制入」を財政原理と認めた上で、それがなぜ實施されなかつたのかという問題を定額制の導入によって説明しており、彼らの解釋は主流となっている。しかし、そもそも從來の「量出以制入」に對する認識が間違っていたことはすでに前章で指摘した。そのため、この變化の由來を改めて検討する必要がある。そして、雜徭の廢止という點については、後述する少數の研究以外は、ほとんどが變化の存在を指摘するだけで、その理由を追究してこなかった。しかし、この二點には兩稅法成立史において無視出来ない重要性がある。

これを手がかりとすれば、兩税法の計劃・實施の背後にある歴史的意義を明らかにすることができよう。

## 第二節 大曆十四年州府造籍の失敗

前述のように、兩税法の計劃段階において、楊炎は民の擔稅力に即した財政收取の原則を立てるつもりであった。これは定稅方法にも関わってくるはずだが、不思議なことに楊炎の提案には具體的な定稅方法が言及されない。しかし、彼が定稅法を構想していなかったとは考えにくい。これに關して、今まで誰も注意してこなかった次の史料から、いくつかの重要な情報が讀み取れる。

### 【史料八】

德宗 大曆十四年を以て即位す。十一月己丑、詔して前に州府の造籍する者をして之を罷めしむ。初め、戸部造籍を奏請するに、之に従うも、尋いで以つて未だ可ならずと爲し、故に罷む。建中元年十二月、天下兩稅の戸を定む。凡そ三百八十萬五千七十六。〔冊府元龜〕卷四八六 邦計部・戶籍

この史料により、楊炎が財政改革計劃を出した三箇月後に德宗が詔敕を下して地方政府の戶籍作成作業をやめたことが知られる。一見すると兩税法の成立と關係がないようだが、兩税法を計劃段階から實施段階へ進めている間のことであり、民の擔稅力に即した財政收取の原則の上に計劃された新稅制にとって、戶籍作成は不可欠な作業の一環である。それなのに、突然停止されたのはなぜか。また、一箇月あまり後の建中元年正月五日敕文に、中央から黜陟使が派遣されて地方の長官とともに民戸の丁數と財産數によって等級を設け、定稅作業を行うことが規定されており、これは造籍の再開を意味する。そして、建中元年の年末には兩稅の納稅戸三百八十萬五千七十六が戶籍に登録された。朝廷の態度の變化はいかなる意味をもつのだろうか。

この史料には戸部が州府による造籍を奏請した日附は記されていないため、まずこれが計劃段階の定稅方法と關係があ

るかどうかを確認しなければならぬ。地方政府が三年あるいは二年に一回戸籍を作成して中央に報告するのは唐初以来の慣例である。<sup>33</sup>しかし、安史の亂以降、造籍は肅宗の乾元三年（七六〇）と代宗の廣德二年（七六四）・大曆年中の計三回だけで、いずれの場合も戸數・人口數はかなり少ない。<sup>34</sup>特に、代宗時代における二回の造籍結果に大きな差があることからみれば、徳宗の即位前の戸籍登録が全国の戸口の實態を反映していないのは明らかである。王朝がこうした戸籍に基づいて財政を行うことは當然不可能である。大曆年間の中央財政収入のうち、正賦に對して鹽專賣の所得の比重が大きくなり、<sup>35</sup>戸籍の有名無實化は中央財政の困窮化の一要因であった。楊炎が新たな財政收入體系を立てようとすれば、まずは「戸無土客、以見居爲簿。人無丁中、以貧富爲差」という新稅制實施の基礎をつくるための戸籍の再編がもつとも大事な作業であつただろう。

史料八の内容からすれば、戸部の州府造籍要請は大曆十四年五月の徳宗即位から八月の楊炎上奏までの間の話であつた可能性もあるが、もしそうであれば、楊炎が繰り返し戸籍再編の重要性を強調していることと矛盾する。<sup>36</sup>したがって、大曆十四年の州府造籍は楊炎の財政改革計劃をきっかけに行われたと考えられる。楊炎の提案に對し、黜陟使を發して造籍・定稅の作業をやらせるような特別な方法が採用されていないのは、おそらく楊炎の計劃において、地方政府が造籍を擔當する從來の慣例を踏襲しようとしたからだろう。

大曆十四年の州府造籍が八月から始まつたとすると、十一月己丑（二十三日）の停止までは約三箇月半あつた。これはちようと唐代において全国の戸籍作成に要する時間である。玄宗時代の造籍規定によると、當年の正月上旬に縣の段階から始まつて三月三十日に州の段階が終わり、さらに副本一部を中央まで送るため、全體で少なくとも三箇月以上かかる。今回の州府造籍は正月から始まつたわけではないが、作業に必要な時間はだいたい同じだと考えられる。ただし、唐前期と異なるのは、安史の亂以来の造籍に「道」（藩鎮）も介入することである。とはいへ、それを考慮しても、三箇月以上あれば、全国における造籍作業はすべて完了していなくとも、一部の州府においては完成していただであらう。そうであれば、

朝廷は十一月二十三日までにそれらの新しい戸籍を見た可能性が高い。「以爲未可」とは造籍の結果に對する中央側の否定の態度を明らかに示しており、詔敕中の「罷」は進行中の州府造籍作業の中止を指しているだろう。つまり、三箇月後、中央は次々と地方から送られてきた戸籍の副本を實際に見てそこに問題を認め、今回の造籍を全面的に停止することを決定せざるを得なかったのである。

では、なぜこうした結果を招くことになったのだろう。直ちに想起されるのは、登録戸数が依然として實態と乖離していたという可能性である。この時の造籍のデータは史料上に残っていないが、前三回の結果からみれば、安史の亂以來の地方政府は相當部分の人口を隱匿して戸籍に登録しないため、中央への報告数がかなり少なくなっていた。今回の地方州府が行った造籍も、先の三回と本質的には違わなかったと考えられる<sup>(38)</sup>。にもかかわらず、今回の造籍結果が先の三回のように朝廷に認められなかった理由を探る必要がある。

後の建中元年正月五日敕令には黜陟使派遣が述べられ、同年十二月に黜陟使が地方政府とともに定稅作業を終えた時、稅戶數統計は三百八十餘萬になった。肅宗・代宗時代に比べれば戸籍登録者が大きく増えており、黜陟使派遣の目的は戸口を檢査して稅源を廣げることであるように見える。しかし、注意しなければならないのは、黜陟使が各州に赴くのに伴い、「舊徵稅數」を兩稅收入の定額とする新しい定稅方法が行われ始めたことである。こうして各州の稅收總額が固定化した場合、戸籍上の増加は國家全體の財政收入を増やすことにはならない。したがって、この場合の黜陟使派遣による戸口檢査は客戸を當地の戸籍に編入し、加えて各戸の丁數・財産によって等級を設定して兩稅を割り當てる際に戸籍から漏れていた戸口を檢出しただけである。實施段階の起請條の内容(表を参照)によると、黜陟使の擔當する定稅任務は、各等級の民戸が納めるべき稅額を決めることと、州・道の地方政府が保留する必要經費と朝廷への送付分を決めること(兩稅三分制)である。しかし、前者は定額制であつて國家全體の財政收入の變化にまったく影響しないのに對し、後者は中央財政の兩稅收入の規模に直接に關わるので、こちらが黜陟使派遣の核心であると考えられる。ただし、表中の注で述べ

たように、大暦十四年八月七日楊炎の上奏において、既に地方に對する兩稅收入分配の計劃は存在したはずであり、しかもそれは同日の詔敕によつて全國へ公布されていた。つまり、新稅制の實現を進めるために始まった州府造籍は、地方政府が新稅制下で徴收した稅を留州・留使・上供に三分することを十分了解した上で展開されたのである。今回の造籍がなぜ中止されたのかという問いに答えるうえで、この點は重要な手がかりになると考えられる。

前述のように、楊炎の提案に兩稅收入定額制の計劃は全く見られず、しかも新しい財政システムは民の擔稅力を財政取の基本原則とするので、戶籍登録のデータは不可缺である。計劃はすべて八月七日詔敕に公布されていた以上、各州・道の兩稅徴收總額は再編される戶籍によつて規定されることになり、造籍を行う地方政府はその中に上供の部分があることを明確に知っていたに違いない。

當然、新戶籍に編入される戶口數が多ければ多いほど兩稅徴收の總額は多くなる。たとえ納稅等級の低い民戶の稅額を低く設定しても、必要な上供の分を除けば、各州・道が得る兩稅收入も多くなるはずである。したがつて、州府による造籍はなるべく管區内の戶口をすべて登録する方向に働くように思われるが、問題はそれほど單純ではなかつた。實は、代宗の大暦年間において、地方政府による民からの收取は名目が多く稅率も勝手に設けられていたため、負擔は極めて重かつた。<sup>39)</sup>この場合、もし楊炎の計劃によつて定稅すれば、地方では徴收できる兩稅の總額が「舊徴稅數」より少なくなることは明らかである。國家全體の財政收入の減少は中央政府にとつても利がないようにみえるが、兩稅三分制のもとでは中央が自らの取り分を確保するので、財政上で利益の損失を被るのは地方の州・道であり、逆に中央の朝廷は受益者となつた。それは、兩稅法の成立前の大暦年間と成立後の建中元年の中央財政收入を比較すれば分かる。<sup>40)</sup>

建中元年に上供された兩稅錢は一千八十九萬八千餘貫であり、大暦年間の中央財政の鹽專賣所得以外の六百萬貫弱と比べると、約五百萬貫分増加し、このほかに兩稅斛斗二百餘萬石がある。當時の留州・留使の分を含めた全國の兩稅收入總計は兩稅錢三千餘萬貫・兩稅斛斗一千六百餘萬石である。各州の大暦年間における最大の徴稅額に準じて定稅しているの

④で、建中元年の全国の兩稅收入はほぼ兩稅法成立以前の國家全體の財政實收（專賣の所得以外）の總額に等しかったはずである。大曆年間の朝廷の穀物收入の記載は見えないため、とりあえず中央財政の構成におけるより重要な部分としての錢額收入だけを見ると、兩稅法實施以前の朝廷が得た六百萬貫弱は專賣所得以外の全國の錢額收入總額の五分の一足らずだったのに對して、兩稅法實施以後は三分の一までになった。

こうして、國家全體の錢額收入において、地方政府の分は割合として五分の四以上から三分の二に減った。兩稅分配の内譯は黜陟使と地方の長官との合意のうで決まったものであり、中央は地方に對して強い態度に出られなかったが、それでも五百萬貫錢の差額からみれば、地方政府の稅收はかなり減少していたであろう。

もし楊炎の原案通りに民戸の擔稅力に準じて定稅すれば、各州徵收の兩稅總額は「舊徵稅數」より低くなる。州府が造籍の際に戸口を隱匿せずに現實に近い數字を報告し、それが建中元年に檢出された三百八十萬戸とほぼ同じだと假定してみても、錢額の上供分が各州の稅收の三分の一を占めるので、中央政府の收入は少なくとも大曆年間より高くなるのに對して、地方の州・道の所得は定額制導入後の分よりも少なくなってしまう、地方としては當然受け入れることはできない。しかし、大曆年間の最高徵稅額をもとに定額制を導入してからは、地方の取り分の減少は大いに少なくなった。

おそらく楊炎の原案は肅宗・代宗時代に財政上大きな自主權をもった地方政府が容易に受け入れられることではなかった。ゆえに、大曆十四年の州府造籍において、地方政府は上供すべき分の數を減らし、自身の財政利益を守るために戸口を過度に隱匿したのである。これでは、中央政府は新稅制による利益が望めなくなってしまう、當然、このような戸籍を認めるわけがない。

要するに、今回の州府造籍の失敗は、地方政府が計劃段階の兩稅法に對し消極的な態度をもっていたために起きたのである。こうした局面に對應するため、朝廷は黜陟使を派遣して新稅制の實施を進めようとした。ただし、黜陟使の中心的任務は楊炎の提案で強調されていた戸籍再編ではなく、地方政府とともに兩稅收入分配の詳細を檢討することとなった。

こうした轉換を引き起こした主な要因は各州の兩稅定額制の導入である。そうであれば、朝廷が今回州府造籍を中止した後、楊炎の計劃を引き續き施行せずに突然定額制を採って定稅作業を再開したのはなぜであろうか。この問題の答えは、最後の實施段階で雜徭がこれから合併される豫定の稅目から排除された、という現象の背後に隠されている。

### 第三節 雜徭と兩稅法の成立

前述のように、本稿では史料一の①にある「百役之費」は民に服役させて人力を消耗することを示すと主張し、さらに①は民衆の擔稅力を定稅の基準とすることを意味すると指摘した。つまり、楊炎の計劃において、「役」は賦稅徵收の對象となり、勞働力徵發の形ではなくなる。律令制下では、正規の賦と役は主に租調・戶稅・地稅・正役・雜徭によって構成されており、そのうち、正役は玄宗時代ほとんど「庸」の納入へ轉換したため、楊炎の上奏時まで、直接に勞働力を徵發する役としてはただ雜徭が残っていた。史料二にあるように、楊炎は玄宗時代における「租庸之法」の崩壊と安史の亂以降の「百役」の重負擔について言葉を盡くして論じており、これを財政改革策中の「租庸雜徭悉省」の根據とするのは、租庸調や雜徭などの名目を廢止して戶稅・地稅を母體とする新稅制を作るためだろう。

しかし、李錦繡氏は史料一の「租庸雜徭悉省」の「雜徭」は實際には各種賦稅の總稱であり、唐前期における正規の勞役名目の一つである雜徭ではないとした。さらにこうした理解に基づき、起請條では雜徭の合併に言及しないことについて、先の正月五日敕文では兩稅以外の徵收名目を廢棄することをすでに強調しているので、起請條ではこの點を繰り返す必要がなかったとする<sup>44</sup>。しかし、そうだとすると、そもそも起請條に黜陟使を發して定稅させることや租庸調の合併などを再び記入する必要もなかったはずである。したがって、李氏の解釋は成立しがたい。さらに、こうした理解では、楊炎が民衆の勞役負擔が極めて高いことを繰り返して強調した理由も説明できない。

では、楊炎が雜徭の名目を廢止しようとした意圖は何であろうか。陳明光氏は、服役に代えて錢納とし、その錢で人を

雇用して雜徭に服させようとしたという。確かに、楊炎は玄宗時代の正役のように雜徭をも完全に賦税化するつもりであった。しかし、起請條に雜徭合併が見られないことについて、陳氏は地方政府の雜徭徵發は他の賦税のように「舊徵稅數」の數に算入できない結果、各州の兩稅徵收の定額に雜徭に代わる錢納分が含まれず、定額制に縛られて雜徭を錢納にすることができなかつたと論じており、起請條はこれを考慮したからこそ雜徭合併の點を削除せざるをえなかつたと指摘する。<sup>(45)</sup>ここで注意すべきは、陳氏の考えでは定額制の設定が前提とされていることである。しかし、こうした考え方は、兩稅法の定額制導入と雜徭合併の放棄を因果關係にあるものとして、ほかの可能性を無視してしまっている。前述のように、大曆十四年の州府造籍とその失敗が示している地方政府の新稅制計劃施行への抵抗の態度こそが、中央から黜陟使が派遣された直接の原因である。本章が注目する新稅制の内容である各州定額制導入と雜徭合併の放棄という二點の變化は、ともに黜陟使の派遣に伴って發生したことである。つまり、この二點は表裏一體であり、兩方とも州府造籍の失敗により引き起こされたのである。

前節で地方税の上供量を増やして中央財政の困難を改善しようとする兩稅三分制の角度から、大曆十四年州府造籍の失敗を検討し、その理由は安史の亂以來の過度な收取という背景のもとで、楊炎が設定した税負擔の輕減化により地方政府の利益が損なわれることに對する抵抗にあつたとしたが、地方政府にとっては雜徭の賦税化もまた財政利益の大きな損失を招くことになるのである。

唐代における雜徭の内容と性格については、從來から盛んに議論されてきた。見解が一致していないところもあるが、基本的にいえば、雜徭とは正役以外の各種の勞役を含んでおり、一般的には地方的性格をもつ。<sup>(46)</sup>正役の徵發・分配は中央の戶部度支司の所管だが、雜徭の徵發・分配はほとんど州縣の内部で完結する。<sup>(47)</sup>中國專制國家の傳統的な財政觀において、「役」は國家的財政の問題とは見なされず、財貨で代納する時のみ「財用」(國計・國用・邦用ともいう)に算入される。<sup>(48)</sup>しかし、今日の財政觀からすれば、實際上は勞働力の役使という形で實現した財政收入の一部である。そのため、中國前近

代財政史の研究では、役をも賦税と同様に國家財政システムに取り込んで考察すべきである。唐前期において律令制下の地方政府は直接の財源である公廩錢以外に、雜徭の徵發を主とする勞働力收取の面で大きな自主權をもつたため、地方は制度的に中央から財政上の裁量權・運營權を部分的に分け與えられていたと考えられる。<sup>49</sup>

ところが、安史の亂以後、楊炎のいうように「百役」が過度に徵發されることが普遍的になってきたことからみると、藩鎮をはじめとする地方政府は雜徭徵發の支配權を完全に掌握しており、これが各道・州の自主的財政運營を支える重要な一部分となったことは明らかである。新税制の計劃段階での雜徭合併は雜徭を名實共に廢止したわけではなく、勞働力の無償徵發を雇用服役へと轉換させ、必要な經費を兩稅錢の一部として徵收しようというものだった。だが、一旦雜徭が正役のように賦税化して國家全體の財政統計に入れば、地方が律令時代から持っていた勞働力徵發の手段は失われ、財政運營の自主性にも大きく影響することとなる。つまり、黜陟使派遣以前の雜徭合併計劃は、明らかに地方政府の財政權力を弱めようとする措置であった。

また、もう一方の變化である定額制の導入とあわせて考えたい。前述したように、「據舊徵稅數」とは大曆年間において民力を問わずに過度に徵收された各州の賦税額を基準としたということである。地方政府が收取できる賦税と勞役の總量は大曆年間と比べてもほとんど變わらないということであり、兩稅法の実施段階における地方政府への影響は兩稅收入の三分制という點にのみ集中することとなった。計劃段階の定稅方法に比べて、定額制の導入によって上供額がより高くなったが、各道・州も兩稅三分制下で十分な税額を保有できるようになり、上供額の増加による財政利益の損害は少ない。新税制の実施までの間に起きた雜徭合併の放棄と稅收定額制の導入という二つの變化は、楊炎の當初の提議と比べると、いずれも地方政府に財政上有利であることは明らかである。こうしたことを考えれば、兩稅法成立の過程は次のようになるだろう。即ち、計劃段階では地方政府の財政利益・權力を大きく制限したことが州府による戸籍再編の失敗を招き、朝廷は地方の勞役徵發權を奪うことを諦めると同時に大曆年間の最大税額を基準とする定額制を導入し、黜陟使を派遣して

各道・州の長官とともに兩税法の實施を進めた、というものである。楊炎が構築しようとした新税制を中心とする新財政收入體系は、實際には賦と役の收取という二方面で各道・州の財政權力を弱める目的を達成できなかった。地方政府の抵抗により、結局安史の亂以後の中央政府の既得利益は多く保持され、兩税三分制による中央財政收入の増加という一點のみを實現したにすぎなかった。

おわりに

従來、日野開三郎氏の「量出制入原則」と「抑藩振朝」説を典型として、<sup>(50)</sup> 經濟史と政治史の立場から兩税法の歴史的意義が強調されてきた。中國經濟思想史において楊炎が初めて「量出爲入」概念を提出したとされ、兩税法の實施は中央財政を強化して安史の亂以後の中央集權體制の再建を促したとされる。本稿の検討はこの二點にかかわっている。

第一點についていえば、陳明光氏の批判以來、量出制入原則が實施されなかったことはすでに認められているけれども、これが兩税法の課税原理なのかあるいは國家財政全般の運營原理なのかという二者擇一の議論がなされてきた。これについて、第一章では、楊炎の言葉に對する從來の理解は間違っており、「出」を財政支出の意としたために「量出以制入」を現代財政學上の「支出を以て收入を定める」方式と同一視してしまっていることを指摘した。楊炎の「量出以制入」は民の擔税力に即して財政收取を決めることであり、財政收入體系の新しい構想中の定税原則である。さらに、「量入爲出」の對義語としての「量出爲入」の史料上の初見は陸贄の言葉であることを指摘した。陸贄はこの言葉を使って兩税法そのものを議論したわけではない。そもそも「量出爲入」という財政思想と財政行爲は古來存在していた。しかし、陸贄の言葉は以後「量出以制入」の眞實を誤解させることになり、それは現代の研究にまで影響した。

第二點についていえば、大曆十四年八月七日の楊炎の提案に見られる計劃段階の新税制と建中元年五月五日敕文・二月一日起請條中の實施段階の兩税法との間の二つの相違點——税收定額制が導入されるかどうか、雜徭が兩税と合併され

るかどうか——を手がかりとして、従来注意されていなかった大曆十四年州府造籍の失敗の経緯を検討した。計劃段階の定税原則によれば、兩税三分制のような税収分配案では、藩鎮と州の賦税収入は大きく制限されることとなり、唐前期以来地方が掌握してきた雜徭支配権もなくなり、安史の亂以降地方政府が享受してきた財政上の既得利益はかなりの損失を被ることになるので、地方政府はこれに反対した。實施段階での雜徭合併の放棄と定額制の導入は、中央政府が地方の道・州に新税制を受け入れてもらうために修正せざるを得なかったものである。このように、兩税法案の提出から實施までは決して順調ではなく、中央が地方の消極的な態度に對して妥協し、ひいては讓歩したことを重要視すべきである。

楊炎の改革策は「抑藩振朝」を意圖していたが、實施された兩税法は地方の財政利益の確保と中央財政収入の増加との間のバランスをとっただけで藩鎮・州の財政権力を弱めておらず、財政上で中央が地方を統合する集權體制を再建できなかった。それどころか、かえって、中央と地方が法的に國家税収を分割する財政運営になったのである。兩税法成立の経緯からみれば、改革への楊炎の本意に對して、當時中央政府の最大關心事は地方が徴収した賦税からいかにより多くを得られるかどうかということにすぎなかった。この點では、兩税法の成立を中央集權化の方向へ位置づける従来の議論は成り立たない。むしろ兩税法の成立は、律令制以來の國家財政運営の根本的な手段、すなわち中央が戸籍を通じて地方の徴税を支配するやり方を放棄したことを意味しているのではなからうか。朝廷からすれば上供額さえ確保されればよかったことは、後の元和年間の詔敕中に「兩税の法は、悉く郡國に委ぬ<sup>51)</sup>」としているところからも分かる。

中央集權の成立と強化を中國史の大きな方向性<sup>52)</sup>と見做すのが主流である。中でも、中世から近世に至って君主獨裁制が確立することを強調する唐宋變革論は、こうした思考を定着させた。唐代財政史においても、財政の中央集權化という方向で捉える議論が多い。しかし、これらの研究では中央の財政行爲に對する地方の受動性を強調しすぎるために、地方と中央が相互に影響を及ぼしていたことを輕視している。この點を克服するため、本稿は國家全體の財政運営における地方の独自の役割や中央との相互作用關係という視角から議論を試みた。

兩税法の成立後、兩税額の分配方法や徴收物の種類などをめぐって財政改革が何度も行われた。これらの問題に對して、従來は中央の政策決定の過程に注目してきた。また、兩税法の成立史に關しても、藩鎮勢力を抑制して中央集權の強化を旨としたものが大多數の見解である。しかし、本稿により、兩税法の成立についてはそうではないことが明らかにされた。兩税法成立後の財政改革に對して藩鎮・州が示した反應を檢討するのが、今後の課題である。

## 註

- (1) 開元年間において大量の正役勞働が庸物納入へ全面的に轉換したことによって、租調役制から租調庸制への移行が完成した。渡邊信一郎『中國古代の財政と國家』（汲古書院、二〇一〇）四五三―四五五頁を參照。
- (2) 『禮記』王制篇「冢宰制國用、必於歲之杪、五穀皆入、然後制國用。用地小大、視年之豐耗。以三十年之通制國用、量入以爲出。」
- (3) 「六原則」とは單稅原則・徵收兩回原則・戶產對應原則・量出制人原則・見居原則・錢數錢納原則。これに關しては日野開三郎『日野開三郎東洋史學論集（第四卷）』唐代兩税法の研究・本篇』（三一書房、一九八二）所收の「兩税法の基本的四原則」（初出『法制史研究』一一、一九六一）と「楊炎の兩税法の見居原則と錢數・錢納原則」（初出『史淵』八四、一九六一）を參照。
- (4) 陳明光『唐代財政史新編』中國財政經濟出版社、一九九二）の「量出制入」與兩税法の制稅原則」（初出『歷史研究』一、一九八六）。
- (5) 鞠清遠『唐代財政史』（食貨出版社、一九七八）（初版一九三四）のいう「あるいはおそらくこれは楊炎の一種の理想であろう」は陳氏の說に近い。ただし、鞠氏はこれについて深く論じてはいない。
- (6) 宮澤知之「中國專制國家財政の展開」（『岩波講座世界歴史（九）』岩波書店、一九九九）。
- (7) 鄭學稼『中國賦役制度史』（上海人民出版社、二〇〇〇、初版一九九四）二七五―二七六頁。
- (8) 渡邊信一郎「定額制の成立―唐代後半期における財務運營の轉換」（『國立歷史民俗博物館研究報告』一七九、二〇一三）。
- (9) 島居一康「楊炎兩税法の課稅構造——日野六原則不成立の論證——」（『唐宋變革研究通訊』五、二〇一四）。
- (10) 註（4）陳論文、李志賢「楊炎及其兩税法研究」（中國社會科學出版社、二〇〇二）二四四―二四六頁。

- (11) 註(9) 烏居論文によつて改めた。不便があれば、夏秋両回の徴収を三回にしても構わないということである。
- (12) 『舊唐書』卷一一八楊炎傳にもほぼ同じ記載があり、「炎因奏對、懇言其弊、乃請作兩稅法、以一其名、曰：『凡百役之費、一錢之斂、先度其數而賦於人、量出以制入。戶無主客、以見居爲、人無丁中、以貧富爲差。不居處而行商者、在所郡縣稅三十之一、度所與居者均、使無僥利。居人之稅、秋夏兩徵之、俗有不便者正之。其租庸雜徭悉省、而丁額不廢、申報出入如舊式。其田畝之稅、率以大曆十四年墾田之數爲準而均徵之。夏稅無過六月、秋稅無過十一月。逾歲之後、有戶增而稅減輕及人散而失均者、進退長吏、而以尙書度支總統焉。」德宗善而行之、詔諭中外。」とする。ただし、「主客」には問題がある。ほぼ唐末まで「主戸」という言葉は使われず、代わつてよく使用されるのは「土戸」だからである。それゆえ、本稿では『唐會要』を引用した。
- (13) 渡邊信一郎「唐代兩稅法の構成・建中元年二月十一日起請條を中心に」(『洛北史學』一七、二〇一五)を参照。
- (14) そのうち、③の行商者に對する納稅規定は商稅の性格を有すると通常みなされている。「與居者均」の居者は定住して商賣する者を指しているが、こうした定住の商人は玄宗時代からそれぞれの戸等に應じた戸稅を納めていたこと(李錦繡『唐代財政史稿(上)』(北京大學出版社、一九九五)四八六―四九一頁)を考えると、「與居者均」とは戸稅負擔を均等にすることであり、行商への課稅を戸稅Ⅱ(資産稅とみなしてよい)。
- (15) 註(4) 陳著書の二八七―二九六頁を参照。また、李錦繡氏も同じように②文を「徵稅原則」とした(李錦繡『唐代財政史稿(下)』(北京大學出版社、二〇〇一)六一五―六一七頁)。
- (16) これについては二つの見解がある。一つは財政支出全般を指すという陳明光氏らの豫算說であり、もう一つは規定されたあらゆる經費を指すという渡邊氏らの定額說である。
- (17) 「其年」は『唐會要』記載の建中元年でなく、前年の大曆十四年を指す(註(14) 李著書、六三二頁)。
- (18) 「百役」が様々な勞役を指す用例は他にもよく見られる。『舊唐書』卷一四憲宗本紀・元和六年冬十月條「戊寅、詔：況邦畿之內、百役所叢、雖勤卹之令亟行、而供億之制猶廣。」卷一三五裴延齡傳「宰相陸贄・趙憬議、以爲：百役供應、須悉停罷。」卷一三九陸贄傳「贄不時奉詔、進狀論之曰：百役疲瘵之配、重戰傷殘之卒、皆忍死扶病。」「冊府元龜」卷四八七邦計部・賦稅第一「大曆元年十一月制曰：王畿之間、賦斂尤重、百役供億、當甚艱辛。」同卷四九一邦計部・蠲復第三「(元和)十一年四月己未制曰：蓋以千里之壤、百役是資、俾其不足、吾孰與足。」これらから、首都圏の勞役を指す場合に「百役」の語がよく使われていることがわかる。さらに、「冊府元龜」卷一三五帝王部・啟征役に「(開元)二十六年春正月親迎氣於東郊畢制曰：京畿之內、雜役殷繁、言念劬勞、豈忘優恤。」とあり、この「雜役」にも「百役」の意味合いがあるだろう。また、以上の例はすべて玄宗時代以降の話であり、「正役」はす

で「庸」の納入に変わっている。「百役」や「雜役」は「雜徭」を指す。

- (19) 「費」を同様の意味で用いた例は、『舊唐書』の中にもいくつかみられる。例えば、卷一九僖宗本紀・乾符元年に「是冬、南詔蠻寇蜀、詔河西・河東・山南西道・東川徵兵赴援。…時駢扞蠻已退、長武兵士竟至蜀而還、議者惜其勞費而虛邀出入之賞也。」、卷五一后妃傳上・太宗賢妃徐氏條に「時軍旅亟動、宮室互興、百姓頗倦勞役、上疏諫曰：妾又聞爲政之本、貴在無爲。竊見土木之功、不可兼遂。北闕初建、南營翠微、曾未逾時、玉華創制。雖復因山藉水、非無架築之勞。損之又損、頗有工力之費。」

- (20) 註(4) 陳論文を参照。

- (21) 『文獻通考』卷三田賦考三・歷代田賦之制に「按、宇文融・楊炎皆以革弊自任、融則守高祖・太宗之法、炎則變高祖・太宗之法。然融守法而人病之、則以其逼魯州縣、妄增逃羨以爲功也。炎變法而人安之、則以其隨順人情、姑視貧富以制賦也。」とあり、馬端臨の評價はまさに楊炎の財政改革の核心を提示していると考ええる。

- (22) 註(8) 渡邊論文の言葉である。

- (23) 陳明光「唐人所謂「量出制入」釋論」(第三屆中國唐代文化學術研討會論文集) 中國唐代學會編輯委員會、一九九七。

- (24) 『舊唐書』卷一一八楊炎傳に「炎美鬚眉、風骨峻峙、文藻雄麗、汧・隴之間、號爲小楊山人。釋褐、辟河西節度掌書記：遷中書舍人、與常袞並掌論議、袞長於除書、炎善爲

德音、自開元已來、言詔制之美者、時稱常・楊焉。」とあり、同書卷一六六元稹傳に「稹九歲能屬文。十五兩經擢第。二十四調判入第四等、授祕書省校書郎。二十八應制舉才識兼茂、明於體用科、登第者十八人、稹爲第一、元和元年四月也。制下、除右拾遺。」とある。

- (25) 註(4) 陳論文を参照。

- (26) 『史記』卷二八封禪書第六に「夏四月、文帝親拜霸渭之會、以郊見渭陽五帝：而使博士諸生刺六經中作王制、謀議巡狩封禪事。」とある。

- (27) 兩稅法計劃の提出が「財政における人民救済や現王朝體制の強化の具體化した姿」(高瀬奈津子「楊炎の兩稅法施行と政治的背景」『駿臺史學』一〇四、一九九八、二四頁)であったとする見方で先行研究は一致しているが、「量出以制入」が兩稅法の課稅原理か國家財政原理かという問題に集中するあまり、財政改革策の本意を見逃している。

- (28) 兩稅法の本格的な施行は『唐會要』卷八三租稅上に記されている起請條の提出からである。『唐會要』の記載によれば、起請條の提出日は二月十一日であったが、『舊唐書』卷一二德宗本紀・建中元年條に「二月丙申(二日)、遣黜陟使二十一人分行天下」とあり、『唐會要』の記載は二月一日の誤りであることが分かる(王永興「隋唐五代經濟史料彙編校注第一編(下)」中華書局、一九八九、七二〇―七二二頁)。

- (29) 『唐會要』卷八三租稅上に「建中元年正月五日敕文、宜委黜陟使與觀察使及刺史轉運所由、計百姓及客戶、約丁產、

定等第、均率作年支兩稅。如當處土風不便、更立一限。其比來徵科色目、一切停罷。」とあり、『冊府元龜』卷四八八邦計部・賦稅第二に「唐德宗建中元年正月制、自艱難已來、徵賦名目繁雜。委黜陟使與諸道觀察使・刺史作年支兩稅徵納、比來新舊徵科色目一切停罷、兩稅外輒別率一錢、四等官准擅興賦以枉法論。其軍府支計等數、准大曆十四年八月七日敕處分。」とある。

(30) 『舊唐書』卷四八食貨志上・兩稅に「建中元年二月、遣黜陟使分行天下、其詔略曰、戶無主客、以見居爲薄、人無丁中、以貧富爲差。行商者、在郡縣稅三十之一。居人之稅、秋夏兩徵之、各有不便者、三之。餘征賦悉罷、而丁額不廢。其田畝之稅、率以大曆十四年墾數爲準、徵夏稅無過六月、秋稅無過十一月。違者進退長吏。令黜陟使各量風土所宜、人戶多少均之、定其賦、尙書度支總統焉。」とある。前に引用した楊炎傳とはほぼ内容が同じである。

(31) 『唐會要』卷八三租稅上に「建中元年…至二月十一日起請條請、令黜陟觀察使及州縣長官、據舊稅數及人戶土客定等第錢數多少、爲夏秋兩稅。其鰥寡惻獨不支濟者、准制放免。其丁租庸調、竝入兩稅。州縣常存丁額、准式申報。其應科斛斗、請據大曆十四年見佃青苗地額均稅、夏稅六月內納畢、秋稅十一月內納畢。其黜陟使每道定稅訖、具當州府應稅都數及徵納期限、并支留合送等錢物斛斗、分析開奏、并報度支・金部・倉部・比部。其月、大赦天下、遣黜陟使觀風俗、仍與觀察使・刺史計人產等級爲兩稅法。此外斂者、以枉法論。」とある。

(32) 『唐會要』卷八三租稅上の建中元年正月五日敕文中の「約丁產」という言葉は、一般的には民戸の財産を査定すると解釋されているが、古賀登「建中初年の年支兩稅と兩稅斛斗・兩稅錢」(『中國古代の法と社會』汲古書院、一九八八)では「約」を「依據」の意味にとり、「丁と産に依據して」と解釋し、同書同卷の同年二月一日起請條の「計人產」も同様だとし、「兩稅課額の決定には、家産だけでなく、家族内労働力が査定の対象とされていたといわざるを得ない」と指摘する。

(33) 大津透『日唐律令制の財政構造』(岩波書店、二〇〇六)七〇―七四頁を参照。

(34) 肅宗・代宗時代における三回の戸籍作成に關わるそれぞれの史料は以下の通り。

① 『唐會要』卷八四・戶口數「乾元三年、計戶二百九十三萬一千一百四十五。」

② 『唐會要』卷八五・定戶等第「廣德二年二月十一日敕文、天下戶口、委刺史・縣令據見在實戶量貧富等第科差、不得依舊籍帳。」『舊唐書』卷一一代宗本紀・廣德二年「是歲、戶部計帳、管戶二百九十三萬三千一百二十五、口一千六百九十二萬三百八十六。」

③ 『通典』卷七・歷代盛衰戶口「戶至大曆中、唯有百三十萬戶。」

(35) 『唐會要』卷八七・轉運鹽鐵總敘に「大曆末、通天下之財而計其所入、總一千二百萬貫、而鹽利過半。」とあるが、「天下の財」は全國の財政收入ではなく、當時の中央財政

の収入を意味している。

- (36) 史料二の楊炎の上奏文の前半部分では、玄宗時代において戸籍を作らなかつたことが、租庸調收取の長期的不調の根本的な原因であるとし、後半部分では安史の亂以來、戰爭とそれに伴う飢饉や様々な徭役負擔によつて戸口が莫大な損失を蒙ることとなつたとする。いずれも戸籍再編の必要性を強調する意圖がうかがえる。

- (37) 『唐會要』卷八五・戸口使「開元十八年十一月敕・諸戸籍三年一造、起正月上旬、縣司責事實・計帳、赴州依式勘造。鄉別爲卷、總寫三通、其縫皆注某州某縣某年籍。州名用州印、縣名用縣印。三月三十日納訖、并裝潢一通、送尚書省、州縣各留一通。所須紙筆裝潢、並皆出當戸内口、戸別一錢。其戸毎以造籍年預定爲九等、便注籍脚。有析生新附者、於舊戸後、以次編附。」

- (38) 唐長孺『山居存稿』（武漢大學出版社、二〇一一（初版一九八九））所收の「唐代的客戸」によれば、唐前期から州縣はすでに「保簿」という臺帳を作成して當地の「浮寄戸」（客戸ともいう）の情報を登録しており、安史の亂以降、地方官は續いて「保簿」を利用して管區内の「浮寄戸」の數を基本的に掌握しており、これらの「浮寄戸」を國家の戸籍に編入していなかつたことが分かる。地方の有力量の傘下にあつて登録を逃れた民戸は多少あると想定でき、財政史の研究において、これは地方政府の人口隱匿とは全く違つた性質の問題になるため、別稿に譲る。

- (39) 『陸宣公翰苑集』卷二二・均節賦稅恤百姓第一條 論兩

稅之弊須有釐革に「大曆中、紀綱廢弛、百事從權、至於稅少多、皆在牧守裁制；大曆中非法賦斂、急備・供軍・折估・宣索・進奉之類者、既竝收入兩稅矣。」とあり、また、史料六にも「今既總收極甚之數、定爲兩稅矣」とあり、これらによると、大曆年間の稅負擔が極めて高いことがわかる。

- (40) 建中元年に兩稅の定稅作業が完成した後の中央と地方の財政收入額について、註(15) 李錦繡著書の六五〇―六五四頁の分析が最も詳しい。『通典』・『冊府元龜』・『資治通鑑』は兩稅錢の上供額を記入しているが、三者の記載に一百四十萬貫近くの差がみられる理由を、李氏は青苗錢を兩稅錢と合併して統計したからであると指摘した（同書六八七―六九七頁）。そのため、本稿の論述では特に青苗錢と兩稅錢の金額を區別していない。

- (41) 『陸宣公翰苑集』卷二二・均節賦稅恤百姓第一條 論兩稅之弊須有釐革に「而乃搜摘郡邑、効驗簿書、每州各取大曆中一年科率錢穀數最多者、便爲兩稅定額。」とある。

- (42) 註(15) 李氏著書の六五三頁の推算によると、もし建中元年に戸口検査で獲得した戸數をもつて唐前期のように租庸調と戸稅・地稅を徵收すれば、絹・布を錢で換算した場合、稅收總額はおよそ錢額二二二・七七萬貫・斛斗七八四・四八萬石である。錢額の上供の割合が三分の一なので、唐の中央は少なくとも七〇〇萬貫以上を取ることになり、大曆年間の六〇〇萬貫弱より多い。しかし、同年に地方の軍に對して一定の整理を行つたうえで確定された全國の兵

數七十六萬餘が毎年必要とする軍糧は千萬石に近い(註(15) 李氏著書の六五二頁により、兵士一人当たり毎年十二石の軍糧を消耗することが想定されている)ため、斛斗の總額は全國の必要な軍糧にも足りず、しかも官員にも俸給として大量に穀物が支出されることを考えると、民衆の税役負擔能力に即して定税しても、税額を低くは抑えられなかったことが明らかである。したがって、いずれにせよ、上供による中央財政収入は相當増加したはずである。

- (43) 『唐六典』卷三に「凡賦役之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰雜徭」とあり、従來の研究では唐代の律令制において色役が雜徭に屬していたかどうかがよく議論されているが、本稿は楊際平『楊際平中國社會經濟史論集・唐宋卷』(廈門大學出版社、二〇一六)の「唐前期的雜徭與色役」(初出『歷史研究』二、一九九四)の「唐前期いわゆる色役は、實際には正役・雜徭の一種の使用形式であり、正役・雜徭から獨立した徭役というのではない」という見解にしたがう。また、唐前期の戸税と地税の展開については註(14) 李氏著書の第四六八―五三一頁を参照。
- (44) 註(15) 李氏著書の六三七一―六三九、六四二頁。
- (45) 陳明光「試論唐後期的兩税法改革與「隨戶雜徭」」(『中國社會經濟史研究』三、一九九四)を参照。
- (46) 註(38) 唐氏著書所收の「唐代色役管見」を参照。
- (47) 註(1) 渡邊氏著書の第四〇三―四〇九頁を参照。
- (48) 註(6) 宮澤論文、同氏「中國專制國家の財政と物流」『中國の歴史世界…統合のシステムと多元的發展』(東京都立大學出版會、二〇〇二)を参照。
- (49) 唐前期の律令制における地方財政運営のありかたについて、従來の研究ではそもそも唐前期において地方財政というものがあつたかどうかをめぐって意見が對立している。その中で、註(33) 大津氏著書は地方政府の勞役把握の側面から唐の律令制下の地方財政の實態を解明しようとする點で興味深く、唐前期の國家全體の財政システムにおいて地方政府が制度的に役の徵發を中心とする獨自の財政権を有していたなどの所論には参照すべきところが多い。このように役の問題を唐代財政史研究の視野に入れるべきである。
- (50) 船越泰次『唐代兩税法研究』(汲古書院、一九九六)の第三章「日本における兩税法研究——日野開三郎氏の業績を中心にして」を参照。
- (51) 『唐會要』卷八七轉運鹽鐵總敘の元和五年詔である。ただし、『舊唐書』卷四九食貨志下・漕運ではこれを元和六年としている。
- (52) 例えば、註(1) 渡邊氏著書と島居氏『宋代財政構造の研究』(汲古書院、二〇一二)は、それぞれ唐と五代・宋の國家財政系統における中央と地方の權力關係の展開を重點的に論じた。前者は、唐の前半期において地方財政が存在せず、全國土が單一に組織された國家財政が存在するだけであり、後半期に入つて出現した地方財政も次第に中央の財政權力に浸蝕されていったとして、財政上で中央集權傾向が強化されたと結論した。後者は五代後期から北宋ま

で、賦税の「係省」や「上供」によって地方の自主的財政権力が徐々に奪われて全国的な會計收支管理の一元化が

達成され、地方財政が実際には中央財政の會計區分上の「地方經費」となったと述べた。

**A REEXAMINATION OF THE ESTABLISHMENT OF THE  
LIANGSHUIFA 兩稅法 WITH THE CONCEPT OF  
LIANG CHU YI ZHI RU 量出以制入 OF YANG YAN 楊炎**

WU Minghao

Traditionally, the historical significance of the Liangshuifa 兩稅法 has been emphasized from the standpoint of economic and political history, as exemplified by the principle of *liang chu zhi ru* 量出制入 and the theory of *yi fan zhen chao* 抑藩振朝 of Hino Kaisaburo 日野開三郎. In the history of Chinese economic thought, it is said that it was Yang Yan 楊炎 who first proposed the concept of *liang chu wei ru* 量出為入 and the implementation of the Liangshuifa strengthened central finance and encouraged the reconstruction of the tax system that had not functioned well since the An-Shi Rebellion. This paper reexamines this perspective.

Regarding the idea of *liang chu yi zhi ru* 量出以制入 in Yang's plan, previous research has misunderstood its original intention. In fact, it meant determining fiscal receipts according to people's ability to bear taxes, and it was the tax principle in the newly conceived fiscal income system.

Regarding the issue of strengthening central finances, we reject it based on an examination of the history of the failure of the family registration in the 14th year of Dali 大曆, which has not previously been noted. The introduction of the policy that immobilized the entire amount of tax collected and abortion of the merger of the miscellaneous duties (雜徭) show that the central government compromised with local governments, which were reluctant to reform the tax system, and consequently conceded. Yang's intent to concentrate power in the central government was not realized. The actual implementation of taxation took the form of a balance between securing regional fiscal interests and the increase in central fiscal revenue, and did not weaken the financial power of the provinces and prefectures. The greatest concern of the central government lay in securing that the established tax revenue be delivered. The Liangshuifa deviated totally from the original intention.

The establishment of the Liangshuifa does not indicate centralization, but instead means that the central government abandoned the fundamental means of national fiscal management that had existed since the establishment of the Legislative System, that is, the way the central government controlled local taxes through the family register.